「出入国管理及び難民認定法 逐条解説 改訂第四版」 お詫びと訂正

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

70頁・12行目[家族滞在]

誤 ・・・この表の留学、就学若しくは研修の在留資格・・・

正 ・・・この表の留学の在留資格・・・

240 頁・ 9 行目

誤 【七】査証は、外国人の日本への・・・「短期滞在」、「一般」及び・・・

正 【七】査証は、外国人の日本への・・・「短期滞在」、「医療滞在」、「一般」及び

240 頁・10 行目

誤 「特定」の七つに区分されている。査証の・・・

正 「特定」の八つに区分されている。査証の・・・

591 頁・12 行目

誤 カードの有効期間はそのまま有効に存続する (第十五条の五)。

正 カードの有効期間はそのまま有効に存続する (第十九条の五)。

737頁・7行目

誤② 第二十四条第三号、第四号ハからヨまで、・・・

正② 第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号へからヨまで・・・

986 頁・ 6~7 行目

誤・・・法定刑は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金である。

正 ・・・法定刑は、二十万円以下の罰金である。